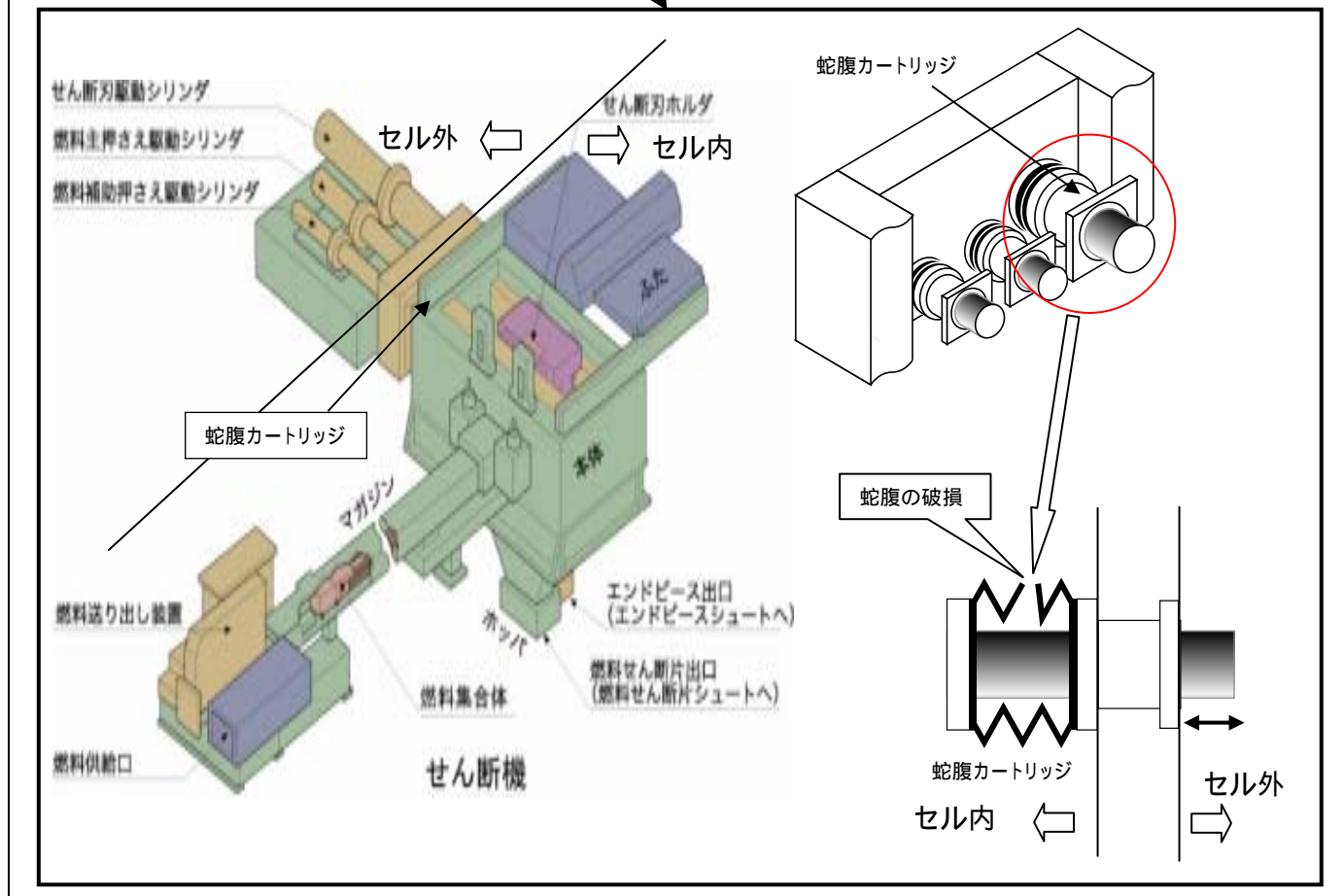
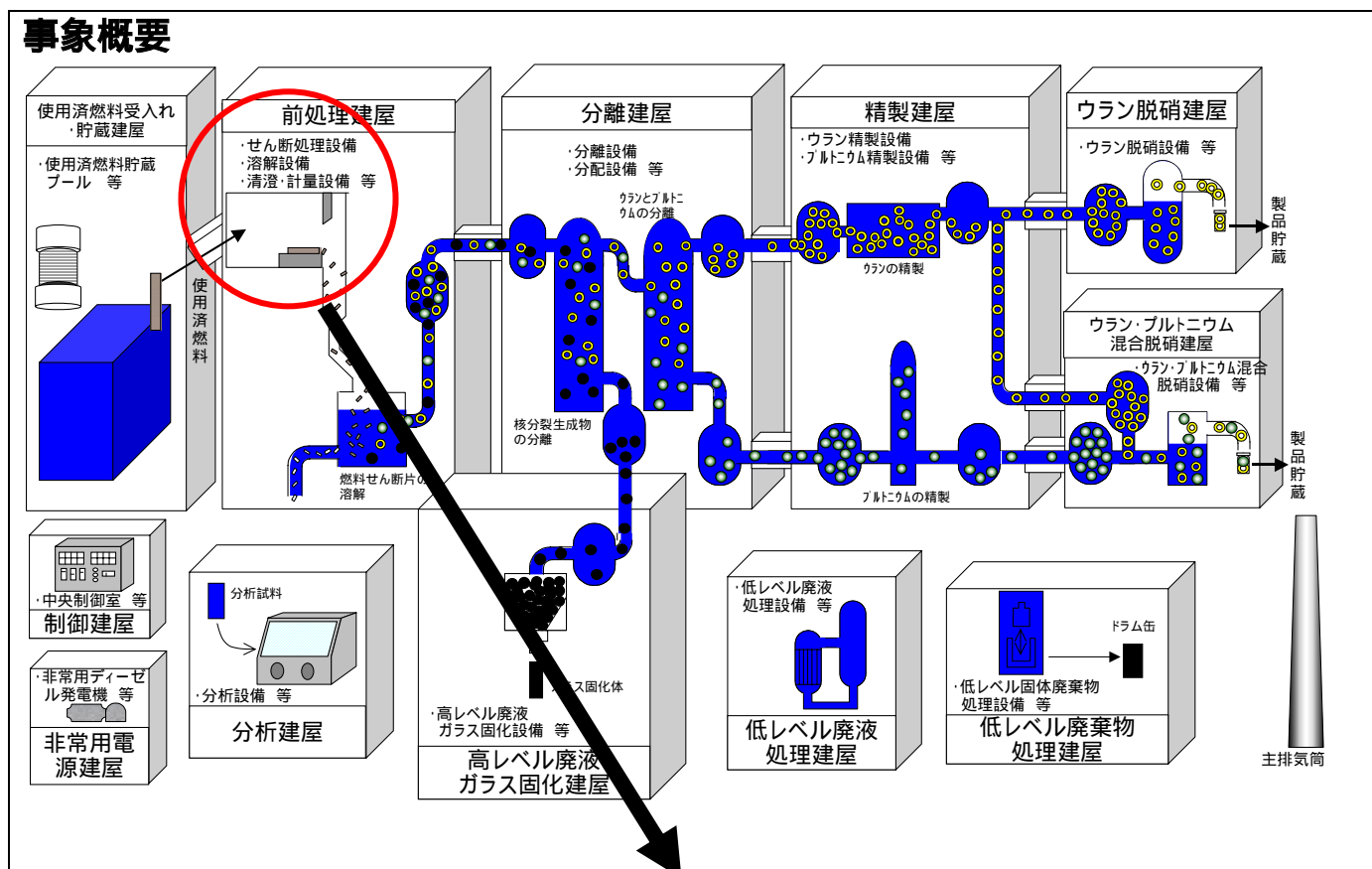


再処理工場のウラン試験時に発生が予想されるトラブル等とその対応(No.7-1)

件名	せん断機蛇腹カートリッジの蛇腹の破損
事象の概要	<p>(1) 発生場所: 機器 前処理建屋: せん断機</p> <p>(2) 発生の状況 せん断機の運転中</p> <p>(3) 概要 セル内における蛇腹カートリッジの蛇腹破損により、セル外への汚染のおそれが発生</p>
事象による影響	<p>(1) 工場外への影響 工場外への影響は生じない。 前処理建屋換気設備及び前処理建屋せん断処理・溶解廃ガス処理設備が稼働しているセル内での事象及びそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等、工場外への影響は生じない。</p> <p>(2) 安全性への影響 安全上の問題は生じない。 蛇腹内圧力警報により既にせん断機は停止しているため、直ちに養生等の措置を講じることで、これ以上の事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。</p> <p>(3) 作業員への影響 作業員への影響は生じない。 蛇腹の交換作業は、セル外からの遠隔操作なので、作業員への影響は生じない。</p> <p>(4) 他工程への影響 下流の工程の運転に影響が生じる。 せん断が停止することにより、前処理建屋内の溶解槽以降の工程の運転に一時的に支障をきたすが、さらに下流の分離建屋以降の工程は、前処理建屋と分離建屋の間に設置されている一時的な貯留槽(計量後中間貯槽)の残液量で運転継続の可否を判断する。</p>
対応の概要	<p>(1) 蛇腹破損箇所を確認する。</p> <p>(2) せん断刃ホルダー台車、主燃料押え装置 / 補助燃料押え装置のどちらの蛇腹を交換するか確認後、保守手順に従って交換する。</p> <p>(3) 定められた操作手順に従い運転を再開する。</p>



公表区分	翌平日に公表(ホームページへ掲載)	
対応区分	(a) 運転継続しながら復旧	<p>国際評価尺度 (INES) のレベル</p> <p style="text-align: center;">0以下 1 2 3 4 5 6 7</p> <p>(レベル2以下は工場外への影響はない) → 放射性物質の外部放出 → 工場外への影響</p> <p>放射性物質による汚染、被ばく等 → 工場内への影響</p> <p>運転制御範囲からの逸脱等 → 多重防護の劣化</p>
	(b) 運転システムを切り替えて復旧	
	(c) 当該機器を停止して復旧	
	(d) 当該設備を停止して復旧	
	(e) 影響範囲の設備を停止	
	日本原燃による評価: レベル0以下	